

< 学術論文 >

手話通訳者の語りから考察する支援の専門性

—— 手話通訳の機能としての支援 ——

西 田 朗 子

東亜大学 医療学部 医療工学科 医療福祉コース
a-nishida@toua-u.ac.jp

《要 旨》

本研究は、手話通訳者への聞き取り調査の結果から、手話通訳の機能としての手話通訳者の支援の専門性を明らかにしたものである。手話通訳者が手話と出会い、きこえない人との関わりを積み重ねて手話通訳となっていく過程が手話通訳者から語られた。手話通訳者となり、出会う困難や差別の経験は、個別的なものでありながら社会的背景が深くかかわっている。長い経験の中でしんどさと責任感を負いながらも、手話通訳者は言葉の変換だけではなく、きこえない人が表出する手話表現の意図を掴んで通訳をすること、きこえない人の権利擁護を意識した通訳をすること、さらに、きこえない人ときこえる人の関係性の保持を考えながら通訳をすることを同時に行っている。これらを支援の専門性として位置付ける。

キーワード：手話通訳、福祉的支援、手話通訳の機能

《目 次》

- はじめに
1. 手話通訳者の現状
 - 1.1 手話通訳の制度
 - 1.2 登録（認定）手話通訳者
 2. 手話通訳者の語り
 - 2.1 調査の概要
 - 2.2 倫理的配慮
 - 2.3 手話との出会い
 - 2.4 手話通訳者になる経緯
 3. 手話通訳の経験
 - 3.1 差別的な経験
 - 3.2 手話通訳場面でのしんどさ、つらさ
 - 3.3 言葉の変換と選択の判断
 - 3.4 きこえない人へのまなざし
 4. 手話通訳者から見たきこえない世界
 - 4.1 手話通訳を続ける理由
 - 4.2 手話技術、手話通訳が堪能であるということの意味
 - 4.3 きこえない人の多様性に対して
 - 4.4 家族としての視点での手話通訳

5. 手話通訳者が遭遇するきこえない世界

5.1 手話通訳者の背景

5.2 手話通訳者が共有する理念

5.3 きこえない人との共感性とずれ

5.4 手話通訳者の支援性

おわりに

はじめに

近年、テレビの首相会見、自治体の首長会見等で手話通訳を見かける機会が増えた。財団法人全日本ろうあ連盟等の当事者団体の要求もさることながら、情報のバリアフリーが叫ばれるようになり、手話言語条例が多くの自治体で制定されつつあることが影響している⁽¹⁾。但しそこには、手話通訳が手話をしている様子がみられるだけで、きこえない人の存在を確認することができない。手話通訳者は誰に向かって伝えているのか、どんな人が手話通訳として活動しているのかまでは見えてこない。

本研究の目的は、手話通訳の機能と在り方を明らかにするための作業の一過程として、手話通訳者への聞き取り調査を行い、手話通訳の現場で起こるきこえない人の生活課題とそれに対応する手話通訳活動の意味を掘り起こすことにある。

手話通訳を見かける機会が増えているということは、手話通訳者がそれだけ必要となっていることを示しているが、一方で手話通訳者の人員不足が懸念されている⁽²⁾。手話通訳者になるためには講座受講等の一定のプロセスを経た上で、試験に合格する必要がある。さらに、通訳者になってからも学びと経験の積み重ねがより良い通訳者になるためには欠かせない。その上、公務員として採用されるか、福祉事務所等の設置通訳者以外は手話通訳派遣という形で行われ、雇用労働者としての身分保障はない。この相当な努力を要し、かつ不安定な派遣という立場で手話通訳を担う人は、どのような人々なのか、なぜ継続しているのか。

本研究では、手話通訳に関わる制度を整理した後、過去に行った10名の手話通訳者への聞き取り調査を上記の目的に沿って再構成していくこととする。

なお、本研究では、きこえの度合いにかかわらず手話を主として使用する人を総称して「きこえない人」という言葉を採用している。聴覚障害で身体障害者手帳を取得しているのは約34万1千人⁽³⁾だが、手帳を所持していても、きこえない、きこえにくい人がいる。ろう者、難聴者、中途失聴者という言葉もあるが、ろう者だけが手話を使うわけではなく、ろう者と難聴者の間に明確な境界線があるわけではない。手話使用者であっても、口話や書き言葉も併用して情報を取得し、コミュニケーションをおこなっている人もいるためである。ただし、資料や文献引用の場合や、聞き取り調査での対象者の言葉については、使われた言葉をそのまま使用している。また、「きこえない人」に対応する言葉として「きこえる人」という言葉を使用する。

1. 手話通訳者の現状

1. 手話通訳者の現状

1.1 手話通訳の制度

手話通訳に関わる国の制度には、手話奉仕員養成事業、手話通訳者養成事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳者派遣事業、手話通訳設置事業がある。

このうち、手話奉仕員養成事業、手話奉仕員派遣事業は、1970年に国の身体障害者社会参加促進事業の補助事業として、手話奉仕員養成事業が実施されたことが始まりである。手話奉仕員は聴覚障害者と日常的に関わり支援をするものであり、その実施要項では、養成対象者は「福祉に熱心な家庭の主婦等」となっていた⁽⁴⁾。手話通訳者養成ではなく、手話のできるボランティアの養成が目的である。現在では、障害者

総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業となっている。

手話通訳設置事業は、1973年から始まった。全日本聾唖連盟（現・一般財団法人全日本ろうあ連盟）⁽⁵⁾を中心とするろうあ運動において、手話のできる福祉司を求めたことが発端となっている。1949年に制定された身体障害者福祉法では、行政に福祉事務所の設置と身体障害者福祉司の設置を義務付けたが、手話のできない福祉司と意思疎通ができない、心情をわかしてもらえないということは、きこえない人は対象とならない、身体障害者福祉司が配置されても聴覚障害者にとっては役に立たないという主張からくるものであった（全国手話通訳問題研究会2001）。

手話通訳者派遣事業、手話通訳者養成事業は、地方自治体の単独施策としての手話通訳者の採用や、京都府、大阪府、東京都等の聴覚障害者団体による相談・通訳派遣等のセンター設置などが聴覚障害者の手話通訳ニーズに対応してきたが、1989年の身体障害者福祉法の改正において、手話通訳者の派遣等を含むコミュニケーション支援制度が明記された。

1995年には市町村社会参加促進事業が始まり、市町村を中心とした手話通訳者の設置・派遣制度の充実が図られたが、実施主体が市町村であり、メニュー事業であったため地域差がある状態が続いた。

2006年にスタートした障害者自立支援法では、手話通訳設置事業や手話通訳者派遣事業等のコミュニケーション支援事業を市町村の必須事業と位置づけ、2012年障害者自立支援法を引き継いだ障害者総合支援法においては、手話通訳者養成事業を都道府県の必須事業に、手話奉仕員養成事業を市町村の必須事業として位置づけ、聴覚・言語機能の障害により意思疎通を図ることに支障のある人々と社会に対し、手話通訳等コミュニケーション支援事業の充実が図られた。障害者総合支援法では、コミュニケーション支援事業から意思疎通支援事業と名称が変更されている。

1998年より、厚生労働大臣通知で定められた「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラ

ム」⁽⁶⁾が実施されるようになり、技術レベルの一定化が図られている。2001年からは社会福祉法人全国手話研修センター⁽⁷⁾が「手話通訳者全国統一試験」を開始し、都道府県や政令市等の試験実施団体がこの試験を採用するようになった。この試験に合格した者を手話通訳者として登録する形態が広まり、2016年以降は大阪府以外の46都道府県で「手話通訳者全国統一試験」による手話通訳者の認定、登録を行っている。

登録（認定）手話通訳者とは、手話通訳者養成課程を終えた者、もしくは同等の知識、技術を有する者が手話通訳者全国統一試験を受験し、合格した者が登録した都道府県政令都市等で、手話通訳者として活動ができるとなっている。

手話通訳者全国統一試験は、手話通訳者として必要な知識及び技能を審査するため、筆記及び実技試験の問題、採点基準、合否判定基準及び具体的実施方法等について社会福祉法人全国手話研修センターから提供を受け、各都道府県試験実施団体（聴覚障害者協会等）がそれに基づき実施している。手話通訳者全国統一試験を受験するためには、手話通訳者養成課程（講座）の受講が必要である。手話通訳者の養成課程は、現在、障害者総合支援法に基づき実施する地域生活支援事業の必須事業である意志疎通支援事業として行われている。養成講座の課程の内容、時間については、前述の「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラム」により、基本課程35時間、応用課程35時間、実践課程20時間の合計90時間の講座を修了後、手話通訳者全国統一試験を受験することが定められている。

2020年度から手話通訳者全国統一試験は試験内容に変更があり、筆記試験（手話通訳者に必要な基礎知識、国語）と実技試験（手話の要約、場面通訳）だったが、「手話の要約」が削除されている。要約の評価に関しては、筆記試験「国語」と実技試験「場面通訳」に振り分けられている。

1.2 登録（認定）手話通訳者

登録（認定）手話通訳者制度は地域生活支援

事業であり、居住の地域に登録し、活動するのが前提である。このため、現在活動している手話通訳者の全国での人数は公表されていない。手話通訳者として活動するためには、試験に合格した上で手話通訳者として登録しなければならない。登録は毎年更新の形で行われ、登録を継続しない人や登録していても実質的に活動をしていない人もいるため、正確な人数を把握することは困難である。

手話通訳者全国統一試験の毎年の合格者も、試験を提供している社会福祉法人全国手話研修センターから公表されておらず、各都道府県、政令都市等の試験実施団体がそれぞれの地域で合格発表を行っている。ホームページに掲載する地域もあるが、ホームページでの発表はなく、個人に知らせるのみ、という地域もある。地域の合格者名を、地域で「ろうあニュース」等の名称で地域の当事者団体が発行する機関誌に掲載する地域もある。このように地域生活事業であることは、それぞれの地域によって施策の実行方法にばらつきがあるということであり、地域の実態に即した方法が採られているということでもある。

表1に挙げたのは、三重県聴覚障害者支援センターのホームページに掲載された全国の受験者数と合格者数、合格率である。同ホームページには2020年度、三重県の受験者数が28名、合格者数が4名、合格率が14.28%であったことも掲載されている。

試験の合格者は過去5年の平均で287.6人になっており、地域によっては合格者が一人しかない、合格者がいなかった年度があるということも起こり得る。合格は容易ではなく、急激な人数増加は見込めない。前述のように手話通

訳者は、地域によっては深刻な人員不足に陥っている。

登録（認定）手話通訳者とは別に「手話通訳士」という身体障害者福祉法を根拠に、厚生労働省「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」が定める公的資格がある。手話通訳技能認定試験に合格し、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターに登録することで手話通訳士を名乗ることができる。1989年から毎年行われていたが、2020年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。試験内容は、筆記試験（障害者福祉の基礎知識、聴覚障害者に関する基礎知識、手話通訳のあり方、国語）と実技試験（読み取り通訳、聞き取り通訳）である。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、試験が中止となった。

地域で手話通訳者として活動するためには、登録手話通訳者であることが必要であり、手話通訳士資格は必須要件とはなっていない。但し、東京手話通訳等派遣センターに登録している手話通訳者は、手話通訳士の資格が要件に含まれている⁽⁸⁾。また、裁判等法廷における手話通訳や行政の記者会見などでは手話通訳士が手話通訳を行うことが望ましいとするガイドラインが2009年に一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会によって作成されている。手話通訳士は試験実施機関である社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターが試験に合格し、手話通訳士として登録した人の氏名を公表しており、手話通訳士は2021年5月31日現在、3831名となっている⁽⁹⁾。

表1 手話通訳者全国統一試験合格者（過去5年）

年度	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率
2016	1713	247	14.42%
2017	1800	232	12.89%
2018	1762	316	17.93%
2019	1881	377	20.04%
2020	1348	266	19.73%

（出典）三重県聴覚障害者支援センター HP を基に筆者作成

表2 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）合格者（過去5年）

年度	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率
2015	1076	23	2.1%
2016	1058	119	11.2%
2017	1037	85	8.2%
2018	1105	108	9.8%
2019	1100	121	11.0%

（出典）社会福祉法人聴力障害者情報文化センターのHPを基に筆者作成

2. 手話通訳者の語り

2.1 調査の概要

以下で引用する語りは、2011年7月から2014年11月にかけて行った聞き取り調査の結果である。手話通訳者として登録し、比較的長期にわたって手話通訳をされている方に聞き取り調査を依頼した。手話通訳の活動期間が短い方で7年、長い方では20年を超える、いわゆるベテランの手話通訳者を対象としたのは、より多くの経験を聞き取ることを目指したためである。聞き取りを行った後にも多くの手話通訳者の方々が協力してくださり、継続的に聞き取りを行うことができているが、本研究では、中でも特に詳しくお話をしてくださった10名の方の語りを取り上げている。

調査対象の10名の方々は、関係機関で専任職員として手話通訳を担っているわけではなく、手話通訳派遣事業に沿って派遣されている手話通訳者である。一時期、専任職員であった方もおられるが、インタビューでは派遣での手話通訳について主に語っていただき、専任職員としての語りとは分けている。調査は、半構造化面接の形をとり、主として手話、手話通訳の経験について語っていただいている。

2.2 倫理的配慮

調査対象者には口頭と文書で研究目的、個人が特定されないように配慮することを説明し、

調査対象者の年代（聞き取り調査当時）

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん	Hさん	Iさん	Jさん
60代	40代	60代	50代	60代	60代	50代	50代	50代	60代

同意を得ている。また、聞き取りの内容を録音し、後日書き起こして研究に使用することの許可を得ている。また、本研究について、筆者の所属する東亜大学より承認を得ている（通知番号第2021-4号）。

手話通訳者には守秘義務があり、聞き取り調査においても守秘義務を侵さない範囲で行われているが、個人のプライバシーに配慮し、聞き取り調査の場所は、語り手の方の自宅か、自宅近くの喫茶店で行なわれた。文中では、個人名は無作為なアルファベットを付し、地名等の固有名詞は省いている。なお、10名のうち、手話通訳士資格を取得されているのは7名である。前章で述べたように、地域で手話通訳者として活動するために手話通訳士資格は必ずしも必要ではなく、手話通訳士試験を受験しないという選択をされている方もいる。

2.3 手話との出会い

日常生活で、手話やきこえない人と出会うきっかけにはどのようなものがあったのか、聞き取りでは、①何かやりたいと探した、②子どもを通じての出会い、の傾向がみられた。例えば、何かやりたいと探した①の傾向の語りには、以下のようなものがある。

42、3歳の頃、女性の社会進出が言われ始めた。下の子どもが小学校6年になり、少し手が離れた。女性が家にいること、子ど

もだけのために生きることが否定され始めたころだった。自分の意識の中にそういうことが入ってきた。専業主婦だったので、これでいいのかと焦った。新聞などを読んで、これからの生き方として外に出るのではなく、自分で勉強できるのではないかと思った。職業意識はあまりなかった。経済的に苦しかったので、友禅の内職をしていた。自分で何かできることはないかと探した時、習いごとではお金がかかるし、自分の体を持って行って何かできないかと思っていると、市民新聞に手話講座が載っていた。(Aさん)

ここでの手話講座とは、手話奉仕員養成講座のことである。手話奉仕員養成講座終了後、手話サークル⁽¹⁰⁾に入り、手話通訳者養成講座に通うというのが、大まかな流れになっている(Aさん、Bさん、Hさん、Iさん)。

一方、②子どもを通じての出会いは、子どもの同級生の親がきこえない人だった等の近いところにきこえない人がいたか、手話サークル関係者が近くにいたというものである(Cさん、Dさん、Eさん、Fさん、Gさん)。

公園で会う友達、子どもが公園デビューしますよね、子どもを連れて公園に行くといろんな人と知りあうじゃないですか、今でいうママ友って。そういうので「児童館でこういうのしてるけど、いかない？」みたいな誘われて。「手話サークル行ってるけど、今だったら間に合うよ、来ない？」って言われて、誘われたんですよ、それだけ。簡単なことで。じゃあ行くって行って。行って、最初にきこえない人が何人かいて、同じように子どもを連れてくる人もいるし、保育園に預けている人もいたし。で、その人から、私が一人歩く子どもがいて、もう一人赤ちゃんを連れていて、だっこしていて、「その子、男？女？」って。親指と小指を立てたら、すぐわかりますよね、手話じゃなくても、男か女か。で、男、って言って。それが初めての会話。な

んか、すごいわかった、みたいな。その瞬間は結構覚えてますよね。それで伝わる、っていう楽しさ。(Cさん)

Jさんは、CODA⁽¹¹⁾であるため、きこえない人や手話との出会いは出生時からあることになるが、幼少期に手話はほとんど使っていなかった。祖母がおり、喋りたいことは祖母と話すので、父母とは、お菓子頂戴とか、これ買ってほしいとかくらいが伝われば良く、手話を学ぼうとは思わなかったとのことである。祖母からは「おとうちゃんもおかあちゃんも耳聴こえへんし、うしろ指差されんようにおまえらがちゃんと育たなあかんで」といつも言われていたという。

Jさんが手話を学ぶようになったのは、手話サークルの行事に呼ばれたことがきっかけであった。

別にまわりに聴こえへん人がいるわけでもないのに、なんで、みんなから変な眼で見られる手話を勉強しようとしたはるんやろう、不思議って、むちゃくちゃ思って、そこで、やっぱり手話を使ってる父や母をみて、一生懸命勉強しようとしてはるんやね。父や母のことを変やって思わはらへんのや、この人たちはって思って。ほんでなんか、居心地がよくなって、ほんで写生大会とかあったら、呼んでくれはったら行って(Jさん)。

インタビュー対象者全員に共通しているのは、手話を始めた時から手話通訳を目指していたわけではなく、ただ手話で会話することを楽しんでいたということである。手話を学ぶ場、きこえない人との会話を楽しむ場として手話サークルが機能している。手話サークルはきこえる人が手話を学ぶ場であり、構成員はきこえる人であるが、講師や助言者としてきこえない人が参加している。また、地域の当事者団体(ろうあ協会、聴覚障害者協会等、地域によって名称が異なる)との合同行事やろうあ運動への参加を通じて、きこえない人との関わりを深めて

いく。ろうあ運動とは、きこえない人の障害者運動を指し、様々な場所への手話通訳の設置や権利保障を求める運動である。「はじめに」で述べた手話言語条例が各地で成立しているのも、ろうあ運動の成果である。

なにに、どんなんやろ、という感じで行ったら、もう、ほんとに楽しそうに、きこえないおじいさん、おばあさんばかりがびっくりするくらい、寄ってきはって、お部屋いっぱい。それぞれがしゃべったはって、私にもしゃべってくれはるんやけど、まったく声ないし、口パもない（筆者注：口を動かすこと）。手話だけ。全く分からへん。わからへんけど嬉しそうにしゃべっているのを見るだけで嬉しいやん（Fさん）。

2.4 手話通訳者になる経緯

手話サークルは基本的に週に1回、2時間程度の例会が行われる。手話サークルに通って手話を覚え、手話通訳者養成講座に通い、手話通訳者試験を受けて手話通訳者となるのが大まかな流れとなっている。全国手話通訳者統一試験は前章で触れたように1989年からの実施となっており、それ以前は各地域で聴覚障害者協会等が独自に行っていた。

地域では通訳が足りず、通訳者に付いて新しい人を連れていき勉強してもらっていた。登録通訳制度は試験ではなく、推薦というかろうあ者の紹介で登録できた。通訳にいくようになったのは手話を初めて6年後くらいから。ベテランの人と一緒に行き、自分が5分してベテランが20分するくらいだった（Bさん）。

通訳活動は10年ほど。その前はサークルに12年ほど通っていただけ。最初に知り合ったろうあ者に認定通訳試験を受けるように言われて受験、合格した後に通訳活動を始めた（Aさん）。

資格は、昔は協力員制度⁽¹²⁾で、協力員からスタートしたから、通訳も少なかったので、4年目で通訳活動を始めました。今から考えたらとんでもないことですよね。いろんな方にご迷惑をかけました。ろうの方に試験を受けてもいいって言われても、それはあくまでも、まあいいかくらいのものです。いないから仕方がない感じですよ（Gさん）。

最初はサークル。サークルに通い出して、その後講座へ。手話通訳者になったのは、手話を初めて4年目。その時は市長認定といった。きこえない近所の人とちょっと話せればいいと思っていたくらいだったが、行事などに行くと舞台上で手話している人を見たり、手話通訳者が足りないという話を聞いたりして、私でもできるかなとだんだん気持ちが変わっていった。ちょっとでも話せればいいやと思って始めたけれど、行事や講演会を聞いて、いろいろ参加することで変わっていった。元々は仕事としてあるとは知らなかったし（Eさん）。

登録通訳者制度が現在の形になる以前から手話通訳を始めている方は、きこえない人が通訳者になるように勧めたり、当時の通訳者試験の受験を勧めたりしている。手話通訳者になりたいという強い意志を持っていたようには見受けられない。「必要だったから通訳者になり、次の人につながっていくみたいなかたちですよ（Cさん）。しかし、自覚的に手話通訳をやりたいと感じたのは阪神淡路大震災の時だったと、きっかけを語る方もいた。

その頃、サークルにもお休みがちで行ってないし、そんな時に私、手話できますって言ったって何にもできひんやんって、もう、ものすごいショックやったの。今までのその、5年6年と来てて、サークルに来てただけで満足してたのに、なんにも役に立てへんって。めちゃめちゃショックで。それから気持ちを入れ替えて、平成の7年

から、毎週サークルに通うようになり、役も引き受けえの、ろうの人となんか一緒にやるっていうのがね、今度、もし、何かが起こったら、自分が役に立てるような何かを、身につけたいと思って、私は、それが、平成7年が本当に、通訳元年（Iさん）。

きこえない人や手話に関わりはじめ、手話で話すことが楽しくなり、やがて手話通訳者となっていく過程に大きな差異はなかったが、手話通訳者になるまでの期間については、個人差が大きくみられた。短い人で3年、長い人だと10年以上となっている。しかし、手話通訳者として活動していなくても、手話サークルの行事等で簡単な手話通訳を担っていたり、きこえない人に頼まれて個人的に手話通訳をしていたりという経験を持っている。

ある時、サークルのろうあ者に簡単な通訳を頼まれて一緒に行ってみたら、意味を伝えることができた。私にもできることがあると思えた。料理の手伝いなど、手話はできなくても自分にできることからやればいいと思い、他の活動にも参加し始めてそれが今でも続いている。相手は手話のできない私でも受け入れてくれた。知り合ったろうあ者の子どもが大きくなってきて、といった長い付き合いが続いている（Aさん）。

Aさんの語りにある、きこえない人が「手話のできない私を受け入れてくれた」と同様の経験は他の方からも聞かれた。「教えてくれたというか、できない私を待っていてくれた」（Hさん）、「お互い子育てが大変だったけど、きこえない人も同じような、ちょうど同じ年代で、同じ時期に子育てのことを話したりっていうくらいのこととか、きこえる者同士がしゃべるような会話を一緒に育てあった」（Cさん）といった、周囲のきこえない人との関係性が手話を続けるモチベーションとしての効果を保持している。

3. 手話通訳の経験

3.1 差別的な経験

手話通訳の経験を聞き取る中で、最も語られることが多かったのは、病院での通訳場面である。とりわけ医師の言葉や態度にどう対処すべきなのかということが語られた。医療場面の手話通訳は手話通訳の依頼で最も多いものであり、それだけ手話通訳の機会も多い。

医者から「この人はいつもこんななんやから」みたいな。「わざわざ遠くから連れて来んでも、自分でできるようにしとかなきゃいけない」みたいな感じで、通訳がなくても自分でできるようにしなくちゃいけないとかって、その人をほっといて、私がこんこんと説教されたりとかね、ありましたよ。「はいそうですか」ってひたすら聞いときました（Cさん）。

実際ドクターのね、この人聴こえへんねって、きこえないから通訳で来ておりますって。そしたら、いつから耳が聴こえへんのかって聞かれるから、通訳すると、あんたに聞いてんのやって言われて。申し訳ありません、って私も建前あるし、本人に聞きますって言ったら、もういい、診ませんって言ったんだよ。ドクターがよ。それでも全部通訳したから。その方は、私良く知っている人だったので、ごめん、私、怒ってるし、言ってもいい？って聞いてから、それあんまりじゃないですかって言ったら、一応、診察はしてくれたけど、そういうのありますね（Gさん）。

医師が「通訳しなくていい」という場面でも、通訳しなくていいと言われていると通訳する。通訳しか見ない場合は、そうですよねとろうあ者に同意を求めるようにする。家族と間違われないように、通訳ですと言うようにしている（Bさん）。

絶対、ろうの人は見てはるし、わかるか

ら、通訳せんでいいっていわはるのは顔にでてるし、「ごめんなさい、もう言うてしまいました」って言う。手をこう、もうやってしもたで、って。私はやって、今（せんでいいって）言うたはるわって通訳する。やっぱり全部言うたあげなかわいそうやもんね。気づいてない人もいるしね。気づいてもらうようにいろいろしてたらおかしいと思われるし。そう思ったら難しいよな、通訳って（Jさん）。

医療場面では、医師の言葉や態度への対処に手話通訳者が苦慮することがある。きこえない人が抗議できればいいのかもしれないが、「医師が通訳しなくていいと言っている」と伝えられて、その場で抗議できる、きこえない人はほとんどいないであろう。それが差別的な言葉や行為であることと判断することも難しい。医師はきこえない人に向かって言っているわけではないからである。Gさんのように手話通訳者が怒るということは、通訳行為からは逸脱したものであるが、無理解や偏見と対峙する時、きこえない人の権利擁護を考えた上での行動を取ることもあったということである。

「通訳しなくていい」と言われた経験は、地域の会議等の他の場面でも語られた。きこえない人に向けた言葉ではないため、手話通訳しなくてよい、する必要がないという判断もあり得るが、手話通訳者はきこえる人ときこえない人の関係性を配慮して対応している。手話や手話通訳が人口に膾炙するにつれ、無理解や偏見は減ってきていると考えられるが、何度も起こった不快な経験として強く残っている事象であるといえる。

3.2 手話通訳場面でのしんどさ、つらさ

手話通訳の経験の語りで、難しいとされたのは、家族に関わる手話通訳である。きこえない人の家族は、Jさんのように子どもの頃は手話をほどんどしていなくても、長じて手話通訳者になる人もいるが、家族の中できこえない人は一人だけで、周囲が手話に理解がなく、家庭での会話は簡単な手話や身振りだけで、家族との

関係性が浅い人もいる。そのような日常的なコミュニケーションがあまりない家族間の会話に手話通訳として入る場面がある。

通訳者としてしんどいのはプライベートに踏み込まないといけない場面があること。家族は手話ができないことが多く、結婚の話などでけんかになる場面で通訳をしなければならない。聞こえないくせに、などいわれるのをそのまま通訳しなければならないのかと思う（Aさん）。

家族でって言うと、こんな親、死んでほしいって言うのを通訳するかどうか、ほんと、あれやね。プライベート過ぎる通訳がづらい。家族ってね、兄がろうで弟が、手話ができない、兄は手話を覚えてほしいけど、弟は兄がこんなんで、って言ってる。親が死んでほしいって言ったのは、通訳はしなかったけど、ちゃんとわかってはった。そこで通訳しないでもよかったと思う。どうしよう、でもこれは、私は通訳できないって思った。言葉としてそうでも、本当に言いたいことと違う。

違うよね。本当に言いたいことでなくても言葉として言ってしまったら、ゆるぎのない事実としてお互いの中に残ってしまうことってあるじゃないですか。きこえるもの同士でも。それは言った人も後悔するだろうし、わからないけど、私ならそう思うだろうし、そんなことは見たり聞いたりしたくなかったかもしれない。やっぱり正解はないなあ、おそろしいなあ（Gさん）。

手話通訳者は、家族関係の調整に苦慮している。言葉通りに通訳してしまえば関係が壊れ修復できなくなるのではと恐れ、どこまで通訳するかで悩む。相手に向けられた言葉であっても、伝えるための言葉ではないということもあるからである。Gさんのように正解がないとしながらも、通訳者の判断がその後の家族関係に影響してしまう。言葉通りに手話通訳をしても、その意図や真意が伝わるとは限らないから

である。このような言葉にまつわる語りでは、通訳の際にどんな日本語に変換するかということでも困難として挙げられた。きこえない人ときこえる人との関係性を良好にしようとする、傍にいる家族から批判的に見られることもある。

三者面談なんかだと、良く知ってる人で、手話は全部わかる、で、こっちの手話も全部わかってくれる関係やけど、言葉の変換の時に、子どもがいて、子どもがややこしい年齢やったら、むちゃくちゃね、思われている。本人も通訳なんか、なんて変えてるんやって思うやろうし。後でお母さんと喋れたらいいけどなあ (Jさん)。

通訳でやりにくいと思ったのは学校の面談。通訳として難しいのとは違う。親がきこえなくて、きこえる子どもがいる。はっきり言われているのをそのまま通訳すべきか。普段関わりのないろうあ者だと細かいニュアンスがわからないことがある。例えば、学校から家まで10分くらいなのに30分かかっている、なぜかと親が先生に詰め寄っているような場面。言い方一つで変わってくる。先生に失礼にならないように常識的な言葉をかぶせて、ぎりぎりの通訳をするが、娘は、親はそんなこと言ってないという顔をしている。でも、難しい年頃の娘は親の言うことは分かっているが、自分のことなのでだまっている (Bさん)。

3.3 言葉の変換と選択の判断

前述したような、言葉の変換に迷うことは、家族以外のきこえる人との場面でも起こる。話し手であるきこえない人がどんな背景をもつ人なのかを知っているのかどうか、きこえない人ときこえる人との関係性でもどんな言葉を選ぶかは変わってくる。日頃からかわりのない人の通訳時には、より難しい判断が迫られる。特に、きこえない人の手話をどんな日本語に変換するのかという、読み取り通訳での困難である。

若いお母さんが就活に行って、面接というか、就職相談されている人が、ご主人はどうされていますかと聞かれて、パパは、みたいな言い方をしはるんやね。パパって言うべきか、主人って言うべきか。私は主人と言ってしまったんですけどね、よかったんやろか。その人は主人のことはもうパパなんやね。その人にとっては主人もパパもみんな一緒なんやね。面接というか、受けている人にパパって言うたら、どうなのかと思って、変えてしまったんやけど、よかったんやろか。主人という言葉はないのかもかもしれない。やっぱりここの関係というのも。こんなんできていて、申し訳ないって思いますよね (Dさん)。

行政と一緒にいくじゃないですか、言葉がすごい、ぞんざいな言葉はたまに入るじゃないですか。そういう時に、それを覆いかぶせなきゃいけない、それは、みなさんそうしてるよね。境界線が難しいですよ。読み取りをやっていて、「ビル困る」っていう手話を、「景観を損ねるような建物を建ててもらったら困ります」って、読み取ったのね、私ね。そしたら、先輩の通訳者が、いや、僕はあの時に本当にその通り訳して欲しかったって。でもその時にそういう手話通訳をちゃんとしてくれるのはZさんと、きこえない人が言われた時に、それは本当に、この人の時には補足しなきゃいけないけど、この人は補足しなきゃいけないっていうのを、自分がいっぱいその情報を、その人の情報をいっぱい持っとかないとあかんのやなど。(Gさん)。

きこえない人が持っている言葉を音声日本語に変換する際に、そのきこえない人が持っている言葉の量や発言の意図をくみ取って音声日本語の言葉を選ぶことが求められる。きこえない人がどんな背景を持ち、普段はどんな手話を使うのかを知っていないと、きこえない人の発言の意図を掴むことが難しい。また、それがその

場面にふさわしいものなのかの正解がないため、手話通訳者は常に「申し訳なさ」と「責任感」を抱えることになる。

3.4 きこえない人へのまなざし

きこえないとはどういうことか、きこえない人の困難をきこえる立場で、近いところでみている手話通訳者からみたきこえない人とはどういうものなのだろうか。

大人は100の情報を持っている。子どもは10の情報を持っている。大人は100の情報で判断する。子どもは10の範囲で判断する。聞こえない人は100より低い情報量の範囲で判断する。最終的には情報が入ってこないことの障害だと思う。橋下知事とか、「はしした」と思っている人とかいる。漢字、手話ではわからない。音声として入ってこない分、情報が少ない。地名、人名は特に。それはそんなに困ることなのかな(Aさん)。

病名を知っとかないといけないのは伝える。病名は知っているが、中身を知っているかは別。中身わかるか、とか聞く。わかると言われるがそれがあやしい。糖尿病は知っていても内容はどうしよう。きこえていても病気のことって知らないもの。この薬を飲めば治ると言われればそれまで、内容は知らないことが多い。それでも治ったらそれでいいわけだし(Hさん)。

賢くしっかり自分のことが言えるのはこんだけやん。大多数の人は不自由にも気づかんと、こんなもん、で暮らしたはる人が多いのに、そのあたり、どう思ったはるんやろう？それでもわかってにくい障害やのに(Fさん)。

きこえないことできこえる人と比して情報量は少なくならざるを得ない。だが、それで困ることがあるのか、わからなくても別にいいのではないか、きこえる人でも何もかも知ってるわ

けではないと語られる。きこえる人と同じ量の情報を求めるきこえない人であれば、この視点は受け入れられないかもしれない。しかし、手話通訳者が語るのは、情報の非対称性だけではなく、その先のしんどさである。

皆がきこえない世界で、皆がきこえない街があったら、通訳はいらないですよ。それだったら個性でいいんだけど、ほとんどの人たちが音のある世界にいるわけだから、それは支障なんですよ。障害なんですよ。個性ではあるけれど、社会で暮らす上では障害なんですよ。例えば仕事しても、きこえないからできませんとか、いっぱい制限がかかってくるから、それは個性ではすまされないとこがあるんで、そのあたりはきちんと説明できないと。二次障害あり、三次障害もあるっていう人もいるし。そんなにない人もいるけれども、やっぱりきこえないことで、今はいいけれど、後で出てくる場合もあるし、きこえないことでしんどくなることもあったりとか、生きていく上で、生きづらいことっていうのはやっぱりあるものね。それが障害なんだものね(Cさん)。

4. 手話通訳者から見たきこえない世界

4.1 手話通訳を続ける理由

手話通訳者は、手話通訳の派遣だけでなく、手話サークルや手話通訳問題研究会⁽¹³⁾、ろうあ運動での活動も継続し、行事や会議等で夜間や休日にも出かけていく。そのような活動を長期に渡って行っているのはなぜだろうか。手話通訳は派遣で行われるため、派遣元からいつ依頼があるかはわからない。通訳依頼は1か月後のこともあれば、当日の緊急の依頼もある。拘束される時間も短ければ1時間もないこともある、ほぼ1日拘束されることもある。報酬も派遣時間単位であるため、固定の収入ではない。そのような不安定な状態で、なぜ長期に渡って活動を続けるのか。ボランティアとしてみるには、あまりにも自己犠牲が多いが、他に簡

単に頼れない手話通訳という専門性があり、きこえない人との関係性が継続の理由として説明されている。

他も通訳できるようになって、サークルでその人以外からも FAX で通訳きてくれへんかって頼まれたり、事故にあってどうしようって呼びに来てくれて、事故処理と一緒に立ち会ったりとか、そんなこととかもあって、どこにいるのかわかって、呼んでもらえる、そういう関係ができたのは、自分としても、そういうのがいいですね。なんか行って講演の通訳をするんじゃないくて、ほんとに身近なところで、お互いに信頼があって、お願いっていわれるのは信用している関係があるから呼んでもらえるんだなっていう気はする。そういう意味ではいいかなって (C さん)。

あーもう辞めたいと思ったことが今まで2回だけある。内容は忘れてしまった。けど結局は続けているのは、なんか魅力があるんやろなあ。今まで知りえなかった世界を知って、いろんな人と関われることに魅力を感じているのだろうと思うんやけど (E さん)。

手話で話すのが楽しいっていうのはありますね。それと、地域であれ、なんであれ、個人で受けた通訳であれ、自分がここで通訳したから、自分がっていうのがあるから。本当はそれを客観的にみなきゃいけないっていうのがあるけど、みんなで共有する場があればもっといいかもしれませんけど、そういう面が自己満足であるからじゃないですか (G さん)。

きこえない人との関わりが楽しいからということが語られるが、それは、手話通訳が楽しいということではなく、手話を通じてきこえない人と関わり、手話で話すことが楽しいということである。手話通訳派遣の場合には、対象者とは初対面であることも珍しくないが、個別的な

きこえない人との関係性の構築という経験は、対象者が誰でも手話通訳場面で生かされ、きこえない人の権利擁護や権利保障といった専門職としての意識を促している。

対等な立場の繋ぎ役とはいいいながら、やっぱりどっちかという、きこえない人に振っているわけやから、こっちが不利にならんように、きこえない人が不利にならないようにっていうのは、ずっとあるかな。立派な技術があるわけやないからね。いっぱいいっぱいになったら、そんなことかまってられへんのやし、なんかこう、毎回毎回違うからね。はい。反省と成長の場です (I さん)。

4.2 手話技術、手話通訳が堪能であるということの意味

手話の技術面はどうであろうか。手話通訳を始めた初期の頃には、手話が下手だ、わからないと言われたことがある (H さん、G さん) という人はいるが、経験を重ねるとそういったことはなくなっていく。ところが、手話が上手いということと、話の内容が伝わることは別であることが語られる。

昔、ベテランの人と通訳に行った。上手な人の通訳の時、ろうあ者がその人の手話になると首をかしげる。他府県から来たろうあ者が、あなたの手話は上手すぎてわからんとはっきり言われていた。その人はそんなに悪いとは思っていない様子だったが、伝わっていないと意味がない。どんなにうまくてもその人に伝わらなければ意味がない (B さん)。

実際、きこえない人達の中で、例えば講演があって、あの人通訳していて、わかりやすかったと言う人と、わからなかったという人がいるじゃないですか。そこで、あの人通訳はすごいと言われていた人の通訳が良いというわけじゃないんだというのを、自分の都合のいいように取り替えて、

あの通訳だからってみんながみんな100%わかるわけじゃないんだよ、私の通訳がわかるって言ってくれる人もいるんだと受け取っている。それぞれのきこえない人達が自分にわかる通訳さん、そういうのがあるんだということ、もちろん日々の研鑽はせなあかんけど、でも、私は私でいいんだと。言葉をためて表現するとか、上手な人は確かにいるんだけど、現実はどうなんや、というか。そういうことを知ってからは、新しい手話の勉強も大事だけど、私の手話がわかると言ってくれる人がいるし、これでいいと、自分に都合よく思っている(Eさん)。

通訳者もいろいろやしね。きこえる人がいい通訳、と言っても、ろう者にとって良い通訳かはわからない。ろう者によっても、このひとはいい、と言ってもこっちの人はあんまりって言ったりとか(Jさん)。

手話が上手いという表現は、澁みなく的確に表現していることを指していると考えられるが、その上手い表現が必ずしも全てのきこえない人にわかりやすいわけではない。きこえない人には多様性があり、手話の理解度、言葉の理解度には個人差がある。手話表現にも多様性があり、この表現はよく使うが、こちらの表現はあまり使わないといった個人差も大きい。この個人差が、手話通訳者のきこえない人からの評価のばらつきにも影響している。このことも、手話通訳の経験を重ねたからこそ知り得る知識である。

4.3 きこえない人の多様性に対して

きこえない人がどういう意図を持って手話表現をするのか、どんな言葉に置き換えるべきなのかは、その人の背景によっても変わってくる。デフファミリー⁽¹⁴⁾の人、ろう学校で先輩から手話を学んだ人⁽¹⁵⁾、難聴学級で学んだ人、きこえる人と同じ地域の学校で学んだ、インテグレーションの人等、きこえない人の背景、成育歴は多様である。音声日本語が相当できる人

の読み取り通訳でも、通訳者は配慮する。

登録の通訳としては、背景を知っていて、こんな支援がいるということが分かっている人の通訳に行く。普段は相手に合わせた手話をすることは必要と思う。声のあるろうあ者ならこっちもつくし、ないならつかない。手と口が合わなくなることはある。声が邪魔になって消えていく。手と口をずっと合わせるのは難しい(Bさん)。

今の若い人の手話、違うし。若い人の、きこえない人の手話、中途半端ですよ。口がないと絶対分からない、みたいなね。通訳で困ったことがありますから、私。全く読めませんでした。口で喋るだけです。何を言っているか解りません。普通の人にはわからない。きこえない。で、こっちが読み取り通訳をするんですよ。きこえない人の通訳で、手話じゃなくて、口話です。口話の読み取り通訳。そんな人もあるんです。今時。自分では喋れているつもりやから、自分は難聴です、喋れますって喋っているけど、普通の聴こえる人にはちょっとわからない。手話もあんまり使わないから、手話の読み取りじゃなくて、口話の読み取りをするんです(Cさん)。

音声日本語に長けたきこえない人の、あの声をそのまま言うてもいいのかな、そやけどそのまま言うたら私たちにはわかるけど、他の人にはちょっと文章変じゃないのって言われそうやし、きちっとした日本語に直して言わんならん。そしたら声がじゃまになるよな(Jさん)。

4.4 家族としての視点での手話通訳

調査対象者のうち、CODAであるJさんと、Bさん、Dさんにはきこえない家族がいる。Dさんの家族は音声日本語を主に使用しているため手話通訳を利用することはないが、Jさん、Bさんからは手話通訳への要望が語られた。ここでも、きこえない人がどんな背景を持った人

なのかの理解が不可欠であるとされている。

通訳者が来たらきたで、もっと本人にわかるように通訳してほしいと思ってしまう。本人はおとなしいので上手に言えるように引き出してほしい。情報100%ではなくて、70%でいいから残りは本人が言えるようにしてほしい。普段は通訳なしで生活できる人だが、その分、大事な場面で通訳を使い慣れていない。よく知らない通訳者が来ると情報が2割落ちる。自分が喋るときは自分の手話で表現すればいいが、通訳となると、専門知識プラスその人の力を最大限引き出すことが必要（Bさん）。

気持ちそのままを受け取れへんような言葉の出し方を、こういう意図ではこういう言葉を発してへんのやけど、そやし、大事な時には、この人のことを知っている通訳者がいいかなって。大事な場面の時は、私が行かなあかんかなって。だからしんどい（Jさん）。

手話通訳者に委ねる家族の立場では、きこえない家族のことを理解した上で手話通訳をしてほしいが、なかなか上手くいかない経験が語られている。家族が手話通訳を担うしんどさはあるが、だからといって、他者に頼むには心もとないと感じている。家族の一員であるきこえない人の行動様式や性格をよく知っているからこそ、それを反映した手話通訳をと考えており、手話通訳技術ではなく、支援の必要性が明示されている。

5. 手話通訳者が遭遇するきこえない世界

5.1 手話通訳者の背景

個別的な背景として、手話通訳者と手話との出会いには、専業主婦として生活を維持してきた、子どもがある程度成長して手が離せるようになり、時間的余裕ができた段階でやりたいことを探して、手話を見つけたという場合と、子どもとのつながりからきこえない人と出会い、

手話を使いながら一緒に子育てをしてきたというものがあつた。このような個別の語りは、小さな物語に過ぎないかもしれないが、社会的な動きと無関係ではない。

社会的背景として、1963年の日本初の手話サークルが誕生し全国的に広がっていったこと、前に述べた1970年代からの手話に関わる諸制度の整備が進んだこと等による手話の社会的な広がり、1981年の国際障害者年を経て障害者を街で見かける機会が増えたことが挙げられる。女性の社会進出が叫ばれた1970年代後半からのウーマンリブ運動に影響を受けたと思われる語りもあつた。手話奉仕員講座が始まった当初の実施要項の受講の対象者には「福祉に熱心な家庭の主婦等」とあり、ここにも合致している。きこえない人や手話と出会う機会が用意されていたのである。

きこえない人にとって手話通訳があることは、社会参加のための方途の一つと言えるが、手話通訳者にとっても、手話サークルに入ること、手話通訳として活動することは、社会参加の通路となっている。しかし、同じ環境が現在に用意されているわけではなく、手話通訳者の減少傾向は当然だという見方もできる。

手話奉仕員は明らかにボランティアではあつたが、手話通訳者としての制度が整備されていく中で、手話技術、手話通訳技術を磨き、きこえない人との関わりを深める中で、きこえないとはどういうことかを経験的に学び、無自覚ながらもきこえない人からの相談を受け、ソーシャルワーク的な対応を担ってきた。そして、手話通訳者の集団である手話通訳問題研究会等で学ぶうちに、手話通訳としての専門性が整理され、専門職として関わる場面が増えていった。

手話通訳制度が整備されていくことと並行して、手話通訳のあり方が手話通訳のパイオニアである伊東雋佑が「ろうあ者の権利を守る手話通訳を」と題した手話通訳論（伊東2000）を提起し、手話通訳問題研究会が手話通訳のあり方の議論を重ね、手話通訳の実践技術として、ソーシャルワークも含まれるとした（東京都手話通訳問題研究会2000）。ただし、手話通訳者がきこえない人の支援のすべてを担うのではな

く、きこえない人の生活問題を掘り起こし、その内容に合う専門職や支援機関に繋ぐという、固有の専門職性である。

このような専門職性が社会的に認知されるには至っておらず、また、スタートがボランティアであったことが、手話通訳者の社会的評価の低さにつながっていると考えられる。

5.2 手話通訳者が共有する理念

前節で述べた伊東篤佑の手話通訳論は、1968年の第1回手話通訳者会議⁽¹⁵⁾で提起された『ろうあ者の権利を守る手話通訳を「通訳論』』と題されたものである。そこでは、単にきこえる人ときこえない人の中立的交換手ではなく、きこえないことで社会参加の権利を奪われているきこえない人への通訳においては、権利を守るためのものでなければならないとされている。

前章の聞き取り調査からもわかるように、手話通訳者が常に考えているのは、きこえない人に不利益が生じないようにするにはどんな言葉の選択が良いか、どんな振る舞いをすべきかということであり、この実践がきこえない人の権利擁護に繋がっている。

医師の差別的な振る舞いに怒りを覚えながらも冷静に対処することであったり、教師に失礼にならないように常識的な言葉をかぶせて、ぎりぎりの通訳をすることであったり、ぞんざいな言葉に覆いかぶせるように（トラブルに繋がらない手話表現を、あるいは音声日本語の選択をして通訳を）する、といったことは、きこえない人の権利を守るために、手話通訳者が日常的に行っている努力を表している。

ところが、そういった手話通訳者の努力は、その通訳場面がスムーズに進めば、きこえる人にもきこえない人にも気づかれぬままになってしまう。むしろ、上手くいかず、トラブルになった時には、手話通訳者の通訳に誤りがあったのではないかと、通訳時に何か付加したのではないかと、批判されることになる。聞き取り調査では、三者面談できこえる子どもが黙っているものの、きこえない親が手話で話していることを通訳すると、そんなことは言っていない

と不満げに通訳者を見てくる、という場面で示されている。

きこえない人の手話をそのまま伝えると、言いたいことの意図が伝わらなくなると、伝わる言葉で説明する必要性が出てくるが、それが手話通訳を単なる言語変換行為という狭義の手話通訳で解釈すると、誤訳や逸脱行為になってしまう。だからといって、きこえない人の存在を無視して、きこえる人に音声言語で説明するわけにもいかない。そこに規定の技術があるわけではないが、手話通訳者は経験を通じて困難な場面に対処している。時にはすれ違いのままに終わる可能性もあるものの、一つ一つの通訳場面での判断と行動を通じて、きこえる人にもきこえない人にもわかるように伝えるという役割を果たしている。

5.3 きこえない人との共感性とずれ

手話通訳を続けている理由については既に述べた。きこえない人との個人的なつながりや手話で話すことの魅力等が挙げられ、きこえない人からの言葉に励まされ、関係性を築き、きこえない人との共通体験を通じて共感性が育まれ継続されている。一方で、きこえない人との距離感やずれも感じている。

やっていくうちにやっぱりきこえない人の世界ときこえる人の世界は微妙に違う、だから、一回入ったら修正するのにすごく時間がかかって、難しいってことは、結構経験はしてきて、あきらめたことも多いです。もういいわって。何がどうとは言えなくても、「前こう言った」とかね、すごくあるし、ああそうか、って（Cさん）。

きこえない人のことは理解できないし、やっぱり推量はできても理解はできないでしょう。ひねくれているかもしれないけど思ってしまう。違うな、というのがどう言っているのかかわからないけど、本当に理解しきれない、言葉も全部が全部違うと思う。理解するのは難しい。理解しようとする姿勢は大事。それを踏まえてやっているつも

りだけど、なんだろうなあと思いつながら、全部できているわけじゃないけど、実行は難しいけど（Eさん）。

それが通訳者の責任かというたら、そこに1人しかなくて、きこえる世界ときこえへん世界を知ってるいうたら、きこえへん世界を知らない通訳者ってないよね、いはるかなあ。きこえへん世界を知ってる通訳者できこえる世界で育ってる通訳者やからこそ、言葉を変えるなり、うまく通じて話を進めていくためには、ということは、プラスの、もうひとつの技術として身につけていかんならんね（Jさん）。

きこえる世界ときこえない世界を知っているからこそその違いが認識され、あきらめる、なんだろうなあと現状を受け入れることで、共感できない部分を乗り越えようとするよりも、すり抜けようとしている。それは、きこえる世界ときこえない世界の違いを、そのままに受け止めるということである。そして、両方の世界を知る手話通訳者だからこそ、うまく進める、進めようとする方に意識が働いている。

5.4 手話通訳の支援性

手話通訳に必要とされる能力の一つは、舞台やテレビ画面に映る手話通訳で重視される手話技術、手話通訳技術であり、これはなるべく多くのきこえない人にわかるように伝える技術である。しかし、生活密着型の手話通訳では様相が異なってくる。きこえない人への伝え方、きこえる人への伝え方、個々の通訳場面でのきこえる人ときこえない人への関係性の把握、情報として伝えるべき内容を常に考えることも手話通訳の機能には付加されている。

その人の背景をどれだけパッとわかるか。手話ができて、読み取れたらそれで終わりって見られるけど、関わっているとそうじゃないもんなあ。

パッと出さる言葉でも、それがどう相手に響くかいうのを考えた上で変換するいう

のも、この人に失礼かもしれへんのやけど、していかな、感情的にまたうまいこと、次の話しに進めへんかったりするもんね（Jさん）。

手話通訳の場面でも、そういう視点、しっかり見て、洞察力というか、相手の表情を見ながら、今のわかったかな、わからないのかなとか、というのを見ていけるような支援というか、工夫は要りますよね。医療場面とか、教育場面とか、やっぱり、流してもいいこと、ああ、伝わらなかつたけど、いいかこのくらいは、ということも判断できないとね（Cさん）。

きこえない人の背景を掴んだ上でないと、手話表現にどんな意味があるのかを把握するのは難しく、通訳さえすればいいという意識では手話通訳者として成立しない。テレビに映る手話通訳は、標準的な手話を用いるが、それがきこえない人の全てに100%通じているとは限らない。手話通訳者向けの透明マスクが開発されたように⁽¹⁶⁾、口の動きや表情も組み合わせる理解する人もいるし、字幕や要約筆記と併用して理解する人もいる。

そもそも、話し言葉に完璧な理解があるということも幻想であるともいえる。例えば、80%程度の手話が解れば、話の内容の概要は掴むことができる。それは、きこえる人が自治体の首長の話す言葉を真剣に聞いていなくても、テレビで音声の流れがあれば話のだいたいの中身がわかるのと同様である。音声言語で話していても、お互いの考える意味が違うことや、ニュアンスが伝わらないということは頻々に起こっていることであろう。

地域で個別の手話通訳をする際に必要な能力には、言語変換の技術だけではなく、対象者の背景や持っている言語の力量を掴む力も含まれている。目の前のきこえない人を理解した上で、手話表現を選択する必要がある、場合によっては、話し相手であるきこえる人に説明を求めることや、きこえない人がわからないことを質問できる環境を整えるといった支援性も含ま

れてくる。支援性の中に言葉の選択、状況の判断が内包されているが、それは個別的に生活に密着した場面で行われている。投げかけられた「この人には言わなくていい」といった差別的な表現にどう対応するか判断は、それが最初に耳に入る手話通訳者の力量にも左右される。そのまま伝えればその後の関係性がどうなるかも考慮する必要があり、きこえる人の差別的な表現の意図によっても変わってくる。その場で話されている言葉を全て通訳するという原則はあるが、表現の選択は手話通訳者の判断に委ねられている。

究極的には、どんな手話であれ、伝わらなければ意味がない。どんなに流麗で、見た目にも美しい手話であっても、対象者に伝わらなければ、良い通訳だとはいえない。正しい手話の単語を並べ、手話のテキストにある例文通りに表現しても、相手によっては伝わらないこともある。個々の通訳場面で伝えるべきことは何か、どう伝えるかを常に考えることは手話通訳の専門性の一つであるといえる。

おわりに

手話通訳という行為には、言葉の変換が1つの機能としてあるが、調査結果にあるように、どんな言葉に換えるのかはどんな人に向けてなのかによって変わってくる。そして、どんな言葉の変換をするのか、あるいはしないのかは、手話通訳者の判断に委ねられている。手話通訳者は言葉の変換の先の、きこえる人ときこえない人との関係性を見通して通訳をしているが、その結果はきこえない人やきこえる人、派遣元からの事後の評価に反映される。手話通訳ができていても、その場面の人間関係、信頼関係が壊れれば失敗とみなされることもあり得る。逆に、手話が仮に覚束なくても、きこえない人が自分の知りたい情報を得て自分の言いたいこと

を伝えることができ、関係性が壊れなければ良い手話通訳だという評価にもなり得る。

話が伝わらない時、①話の内容がそもそも難解であること、②言葉の受け取り手が理解できる言葉の量が話の内容に比して少ないこと、③通訳者の技術的問題等が挙げられるが、手話通訳者にとっては、どのような理由があったとしても伝わらなければ意味がない。きこえる人ときこえない人の両方の世界を知っているだけに、その調整は難しく、言葉の変換ではない部分にも心を砕いている。

本研究では、10名という限られた人数への聞き取り調査にとどまっているため、明らかとなった手話通訳者の機能も全てを表しているとはいえない。一定の枠組みを章や節で設定したが、解釈の枠組みに収まらない語があり、それらはきこえない人の多様性、きこえない人に合わせる手話通訳の多様性を示している。

しかし、手話通訳者の多くが、おそらくは類似の経験をしていることは想定され、全国手話通訳問題研究会でも事例検討等を通じて議論が重ねられている。コロナ禍でテレビ画面での手話通訳が増えたが、その部分だけを見ていては、手話通訳の機能が見落とされてしまう。それは、きこえない人には手話通訳があればいいといった、安易な答えを引き出しかねない。もちろん、手話通訳を介さない社会参加もあり得るが、きこえない人の社会参加への方途の一つは手話通訳者の経験の先にあるといえる。

謝辞

聞き取り調査に協力いただいた手話通訳者の皆様には、調査の後にも様々な示唆を与えていただいている。また、きこえない方々からも手話通訳についての意見や要望を伺うことができ、研究に反映することができました。快くお話いただき感謝申し上げます。

〈注〉

(1) 毎日新聞が全国98自治体を実施したアンケートによれば、新型コロナウイルス感染拡大前は19自治体であった首長の記者会

見での手話通訳は、拡大後に4倍の82自治体が増えている（毎日新聞2020.8.26朝刊）。

- また、手話言語条例は 31 都道府県 15 区 296 市 62 町 2 村の計 406 自治体で成立している（2021 年 5 月 17 日現在）。
<https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>（2021 年 6 月 7 日閲覧）
- (2) 例えば、千葉県野田市では 2021 年度から手話通訳者等の不足を解消するために手話通訳者養成講座の受講費用を助成する制度を開始している。
野田市手話通訳者養成講座受講料等助成金交付規則
https://www.city.noda.chiba.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/031/553/0510/noda03_K040.pdf（2020.6.7 閲覧）
- (3) 平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）（2018.4.9 公表）厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/seikatsu_chousa_c_h28.pdf（2021.4.19 閲覧）
- (4) 例えば、現在の京都市手話奉仕員養成事業の実施要項では、「養成対象者は聴覚障害者福祉に理解と熱意を持つものであって、今後福祉活動を行うことが可能な市内に居住、又は、通勤、通学する者とする」となっている。
京都市手話奉仕員養成事業実施要綱
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000201825.html>（2021.5.1 閲覧）
1970 年の事業開始時の実施要項については <https://www.toyonokuni.jp/kyoukai/sisin4/>（2021.5.10 閲覧）
- (5) 一般財団法人全日本ろうあ連盟は 1947 年創立の全国 47 都道府県に傘下団体を擁するろう者の当事者団体である。<https://www.jfd.or.jp/about>（2021.6.7 閲覧）
- (6) 厚生労働大臣官房障害保健福祉部企画課長通知（障企第 63 号）1998 年
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sanka/dl/shien02.pdf>（2021.3.9 閲覧）
- (7) 社会福祉法人全国手話研修センターは、京都市右京区に 2002 年に設立された、手話に関する研究・研修・試験等を行う法人である。前身は一般財団法人全日本ろうあ連盟内に置かれていた。
- (8) 東京都では行政区により異なるが、手話通訳派遣を東京手話通訳等派遣センターに委託または斡旋しているところが多い。東京手話通訳等派遣センターは、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会が運営しており、登録通訳者は全員が手話通訳士試験合格者であることがホームページに記載されている。東京都の場合、行政区によっては、区内に手話通訳等派遣センターの設置がある地域（世田谷区、墨田区等）もある。区が手話通訳派遣を担っている地域（目黒区、中野区等）、社会福祉協議会が手話通訳派遣を担っている地域（港区、中央区等）では、東京手話通訳派遣センターも併用できていることになっている。
<https://www.tokyo-shuwacenter.or.jp/shuwa/haken/outline.php>（2021.5.10 閲覧）
- (9) 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターのホームページに掲載 <http://www.jyoubun-center.or.jp/slit/list/>
- (10) 手話サークルはきこえる人が手話を学ぶ場として全国に広がった形態である。日本初の手話サークルとして『京都市手話学習会「みみずく」』が 1963 年に誕生している。自主的なサークルであるため、現在の手話サークルの正確な数はわかっていない。「新・手話通訳がわかる本」（2010、全国手話通訳問題研究会）によれば、1900 程度あるとされている。
- (11) CODA とは children of deaf adults の頭文字をとったものである。きこえない親から生まれたきこえる子どもを指す。
- (12) 京都市では独自施策として、地域手話協力員派遣事業が行われていた。地域手話協力員は「京都市内において手話サークル員等で登録されたものをいう」とされており、手話通訳者より安価な活動手当が支給

され、実質的に手話通訳を行っていた（京都市手話通訳者地域手話協力員派遣事業規則集 1984年）。

- (13) 一般社団法人全国手話通訳問題研究会は、聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上を目指して、手話や手話通訳、聴覚障害者問題についての研究・運動を行う全国組織である。全47都道府県全てに支部を置き、聴覚障害者団体と共に地域の福祉向上のための活動や学習を行っている。
- (14) デフファミリー (deaf family) とは、家族全員がきこえないということを指す。ろう学校では明治の初期を除き、口話教育（音声日本語での教育）が行われており、手話は禁止されている場合が多かったが、きこえない人同士では、手話での会話が活発に行われ、引き継がれていた。
- (15) 手話通訳者会議は、全国手話通訳問題研究会の設立前に行われていた全国的な手話通訳者の集会である。1968年から1974年まで行われた。1975年からは全通研集会となっている。https://www.zentsuken.net/outline/pdf/40years.pdf (2021.6.7 閲覧)
- (16) 「全国の聴覚障害者団体に透明マスク 900枚を寄贈 住友理工、あやベネットワーク、あやベボラセン 3者がタッグ組み共同開発」(綾部市民新聞 2021.4.30) 等、透明マスクの開発、制作が各地で進んでいる。

〈文献等〉

一般社団法人全国手話通訳問題研究会 (2010)

- 「新・手話通訳がわかる“本”」中央法規
伊東雋祐 (1999)「伊東雋祐著作集 手話と人生④手話の見かた考え方」文理閣
- 伊東雋祐 (2000)『ろうあ者の権利守る通訳を「通訳論」』『手話通訳問題研究』71 (3), 92-94 (資料として掲載)
- 京都市手話学習会みみずく (1978)「手話学習会みみずく 15年のあゆみ」記念誌
- 京都市手話学習会みみずく (2005)『手話学習会みみずく四〇周年記念のつどい「基調報告につける薬」』記念誌
- 近藤正臣 (2015)「通訳とは何か」生活書院
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター HP
http://www.jyoubun-center.or.jp/slit/data/ (2021.5.10 閲覧)
- 東京都手話通訳問題研究会 (2000)「手話通訳のあり方・働き方」理論講座冊子編集委員会
- 鳥飼玖美子編著 (2013)「よくわかる翻訳通訳学」ミネルヴァ書房
- 林 (2010)『手話を学ぶ人の「手話通訳学」入門』クリエイツかもがわ
- フランツ・ポェヒハッカー (2008) 鳥飼玖美子監訳「通訳学入門」みすず書房
- フランチェスカ・ガイバ (2013)「ニュルンベルク裁判の通訳」武田珂代子訳, みすず書房
- 三重県聴覚障害者支援センター HP https://www.deaf-mie-center.com/ (2021.5.10 閲覧)
- 水野真木子 (2012)『全通研学校講義集 新しい福祉制度とコミュニティー通訳論「コミュニティー通訳論」』文理閣

Specialty of the support considered from an interview of a sign-language interpreter

— Support as the function of the sign-language interpretation —

Nishida Akiko

University of east asia

Faculty of allied health and science

Medical welfare major

《 keywords 》

sign-language interpreter, welfare support, function of the sign-language interpretation

《 abstract 》

This study clarified the specialty of supporting sign-language interpreters as a function of sign language interpret from the results of interviews with sign-language interpreters. The sign language interpreters talked about the process of becoming a sign language interpreter. There was a connection with the hearing impaired. Sign language interpreters often see discrimination and prejudice against the hearing person with a disability. It's individual, but it also has to do with social background. Sign language interpreters not only translate words, but also interpret by grasping the intention of sign language expressions expressed by people who cannot hear and interpreting with an awareness of protecting the rights of people who cannot hear. These are positioned as specialty of support.